

◎平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(平成一九年二月一六日法律第二号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年二月九日・衆議院本会議)

○伊藤達也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、昨八日、財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、平成十八年度の水田農業構造改革交付金等に係る所得税及び法人税について、軽減措置を講ずるものであります。

具体的には、これらの租税の負担の軽減を図るため、交付金等のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすこと等とし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、所定の圧縮記帳の特例を認めることといたしております。

なお、本案による国税の減収額は、平成十八年度において約五億円と見込まれますので、本案の提出を決定するに際しましては、内閣の意見を聴取いたしました。

以上が、本案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、参議院財政金融委員長報告 (平成一九年二月一四日)

○家西悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでありまして、平成十八年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得に係る収入金額とみなすこと等とし、農業生産法人が交付を受けるものについては、圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長伊藤達也君より趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。